2025 年 9 月 29 日

お客さま各位

株式会社　佐賀共栄銀行

貸金庫規定の改定について

他行で発生した貸金庫窃取事案や 2025 年 5 月 30 日金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等を受け、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保ならびに貸金庫業務の適正化等を図るため、以下のとおり貸金庫規定を改定します。なお、改定後の規定は、従前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

規定改定に伴いお客さまにはお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

１．改定する規定

自動型貸金庫規定

２．改定内容

(1) 主な改定内容

① 貸金庫に格納いただけないものに「現金」「金塊」を追加

② 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと　等

(2) 格納いただけない現金について

・日本円（注）、外国通貨ともに格納いただけません。

（注）日本円のうち、以下の 2 点が格納いただけない現金となります。

①日本銀行ホームページ「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣

②上記①と肖像が同一である銀行券（2007 年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

※詳しくは日本銀行ホームページをご確認ください。

（https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/issue.htm）

＜格納いただけない銀行券一覧＞（2025 年 8 月時点）

① 現在発行されている銀行券

② ①と肖像が同一である銀行券（2007 年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

出典：日本銀行ホームページ

(3) 新旧対照表

3 ページから 5 ページを参照願います。

３．改定日

2026 年 2 月 1 日（日）

４．ご留意点

(1) 現在、貸金庫内に現金・金塊を格納されているお客さまにおかれましては、次回ご来店時等に、現金・金塊をお取り出しいただきますようお願いいたします。

(2) 2. (1) ②に記載の書面につきましては、本年 11 月頃にかけて、お届けいただいている住所宛に郵送等させていただきますので、お手元に届き次第、ご申告願います。

以　上

本件に関するお問い合わせ先
事務統括部　TEL 0952－22－2244
【受付時間】平日 9：00～17：00

自動型貸金庫規定　新旧対照表

改定前	改定後
第１条（格納品の範囲） 　貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、破損しやすいものおよび変質するものは格納できません。 (1) 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 (2) 公社債券、株券その他有価証券 (3) 貴金属、宝石その他の貴重品 (4) 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの ２．当行は、前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。また、格納品が危険物（爆発物等）であることが明らかな場合等は格納をおことわりします。	第１条（格納品の範囲） 　貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 (1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左 ２．当行は、前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
【今回追加】	３．貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 （1）現金・金塊・その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの （1）危険物や破損しやすいもの、変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの
【今回追加】	第２条　（利用目的の確認） 　貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第１条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。 ２．貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立ち会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。
第２条（契約期間等）（略）	第３条（契約期間等）（略）
第３条（使用料）（略）	第４条（使用料）（略）
第４条（鍵の保管） 　貸金庫に付属する鍵正副２個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届け出の印章により封印し、当行が保管します。	第５条（鍵、カードの保管） 　同左
【今回追加】	２．借主および借主があらかじめ届出た代理人（以下「代理人」）に貸金庫カード（以下「カード」）を発行しますので、借主および代理人が保管してください。また、届出の暗証は他の人に知られないよう管理してください。 なお、代理人のカードによる貸金庫の使用についても、この規定を適用します。
第５条（貸金庫の開閉等） 　貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人が正鍵を使用して行ってください。 ２．（略） ３．貸金庫を取り出す場合は、当行所定の貸金庫室備え付けの貸金庫受付機にカードを挿入し、届け出の暗証番号を入力してください。 ４．～　６．（略）	第６条（貸金庫の開閉等） 　貸金庫の開閉等は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が行ってください。 ２．（略） ３．当行所定の貸金庫室備え付けの貸金庫受付機にカードを挿入し、届け出の暗証番号を入力して貸金庫を取り出し、正鍵を使用して開閉を行ってください。 ４．～　６．（略）

改定前	改定後
第６条（届出事項の変更等） 印章を紛失したとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を紛失したとき、もしくは毀損したときも同様とします。 ２．（略）	第７条（届出事項の変更等） 印章を紛失したとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。カード、正鍵を紛失したとき、もしくは毀損したときも同様とします。 ２．（略）
第７条（印章、鍵の喪失等の取扱い） 印章、貸金庫カードもしくは正鍵を紛失した場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 ２．正鍵を紛失した場合または毀損した場合は、鍵前の取換えに要する費用を支払ってください。また、貸金庫カードを紛失した場合または毀損により再発行する場合には、当行所定の手数料を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。	第８条（カード、印章、鍵の喪失等の取扱い） 印章、カードもしくは正鍵を紛失した場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 2.正鍵を紛失した場合または毀損した場合は、鍵前の取換えに要する費用を支払ってください。また、カードを紛失した場合または毀損により再発行する場合には、当行所定の手数料を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
第８条（暗証照合等） 操作の際に使用された貸金庫カードが当行が借主に交付した貸金庫カードであること、および暗証入力装置利用の際使用された暗証番号と届け出の暗証番号が一致することを確認のうえ、開庫その他の取扱いをしました場合には、貸金庫カードまたは暗証番号につき、偽造、変造その他事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	第９条（暗証照合等） 操作の際に使用されたカードが当行が借主に交付したカードであること、および暗証入力装置利用の際使用された暗証番号と届け出の暗証番号が一致することを確認のうえ、開庫その他の取扱いをしました場合には、カードまたは暗証番号につき、偽造、変造その他事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
第９条（印鑑照合等）（略）	第 10 条（印鑑照合等）（略）
第 10 条（損害の負担等） 災害、事変、その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。 ２．前項の事由による格納品の紛失、滅失、段損、変質等の損害についても、当行は責任を負いません。 ３．借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。	第 11 条（損害の負担等）（略） 同左 ２．前項の事由による格納品の紛失、滅失、段損、変質等の損害についても、当行は責任を負いません。 ３．同左
第 11 条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第 11 条第３項第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 11 条第３項第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一つにでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。	第 12 条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第 13 条第３項第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 13 条第３項第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一つにでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。
第 12 条（解約等） この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、貸金庫カード、正鍵および届け出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、貸金庫カード、正鍵または届け出の印章を紛失した場合に解約するときは、このほか第７条に準じて取扱います。 ２．次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをし	第 13 条（解約等） この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届け出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届け出の印章を紛失した場合に解約するときは、このほか第８条に準じて取扱います。 ２．次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをした

改定前	**改定後**
たうえ、貸金庫を明渡してください。第 2 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 (1) 借主が使用料を支払わないとき (2) 借主について相続の開始があったとき (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき (4) 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき (5) カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき (6) 実在しない名義による契約であること、または契約名義人本人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき (7) 借主が当行との取引を公序良俗に反する行為に利用した場合または、重大な規定違反があったとき 【今回追加】 【今回追加】 (8) 借主または代理人がこの規約に違反したとき ３．（略） ４．前 3 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 3 条第 3 項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第 3 条第 1 項の方法に準じて自動引落としすることができます。 5.（略） 6.（略）	うえ、貸金庫を明渡してください。第 3 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 (1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左 (5) 同左 (6) 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき (7) 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき (8) 法令で定める本人確認等における確認事項や第 2 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき （9）マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあるときと当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき (10) 借主または代理人がこの規定に違反したとき ３．（略） ４．前 2 項または前 3 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 4 条第 3 項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第 4 条第 1 項の方法に準じて自動引落としすることができます。 5.（略） 6.（略）
第 13 条（貸金庫の修繕、移転等）（略）	第 14 条（貸金庫の修繕、移転等）（略）
第 14 条（緊急措置）（略）	第 15 条（緊急措置）（略）
第 15 条（譲渡、転貸等の禁止） 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。また、貸金庫カードは、譲渡、質入または貸与することはできません。	第 16 条（譲渡、転貸等の禁止） 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。また、カードは、譲渡、質入または貸与することはできません。
第 16 条（保証人）（略）	第 17 条（保証人）（略）
第 17 条（成年後見人等の届け出） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。 ２．～ ５．（略）	第 18 条（成年後見人等の届け出） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。 ２．～ ５．（略）
第 18 条（規程の変更等） この規定を改定する場合は、相当期間前に改定内容を店頭表示および当金融機関のホームページに掲載することにより、表示および掲載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとします。	第 19 条（規定の変更等） この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 2．前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。